

納税協会 ニュース

3

March 2017 No.240

平成29年3月

納税協会 発行

〒540-0012 大阪市中央区谷町1-5-4
公益財団法人 納税協会連合会
TEL 06-6135-4062 (編集部直通)
FAX 06-6135-4056 (//)納税協会ホームページURL
<https://www.nouzeikyokai.or.jp>

MONTHLY NEWS

公認会計士・税理士 新名貴則

セルフメディケーション税制のQ&Aを追加

● 自宅で印刷した通信販売等の領収書等は不可 **厚生労働省**

平成29年1月27日、厚生労働省は「セルフメディケーション税制に関するQ&A」を1問追加しました。この中で、通信販売等により対象となる医薬品を購入した場合、自宅のプリンタ等で印刷した領収書等では証明書類の原本として認められず、確定申告に用いることはできないことが明確にされました。このような場合は、通信販売等の会社に対し、改めて証明書類の発行を依頼する必要があります。

※ 「所得税法等の一部を改正する等の法律案」(平成29年2月3日国会提出)によると、対象医薬品の領収書の添付等に代えて、対象医薬品の明細書の添付となる予定です(経過措置あり)。

セルフメディケーション税制とは

健康の維持増進及び疾病予防のための一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に一定のスイッチOTC医薬品を購入した場合に、その年中に支払った合計額が12,000円を超える部分について、所得控除を認める制度です(通常の医療費控除との選択適用)。

大阪府が個人住民税特別徴収の徹底を告知

● 平成30年度より府内全事業主を特別徴収義務者に指定 **大阪府**

事業主(法人、個人とも)には、従業員の個人住民税の特別徴収が義務付けられていますが、徹底されていないのが現状です。そこで、平成28年10月26日に近畿2府4県(大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)は「個人住民税の特別徴収推進に関する近畿府県共同アピール」を採択しました。この共同アピールを受け、大阪府が特別徴収義務者の一斉指定を実施することについて、府内の事業主への告知を開始しました。

平成30年度から、個人住民税(個人府民税・市町村民税)について、府内の市町村が、原則として給与支払者である事業主全てを一斉に特別徴収義務者として指定し、特別徴収の実施を徹底していくとしています。

節税目的の養子縁組について最高裁判所が判決

● 節税目的の養子縁組であっても有効 **最高裁判所**

相続税の節税効果を目的として被相続人とその孫の養子縁組を行うことは、相続税対策の方法としてよく知られています。その養子縁組の有効性が問われた裁判において、最高裁判所は平成29年1月31日、これを有効としました。

東京高等裁判所は、相続税の節税効果を目的とした養子縁組は、「当事者間に縁組をする意思がないとき」に該当するとして、無効であると判断していました。しかし、相続税の節税効果を動機とする養子縁組であっても、「相続税の節税という動機」と「縁組をする意思」は併存し得るものであり、直ちに「当事者間に縁組をする意思がないとき」に該当するとはいえないとして、最高裁判所は有効とする判決を下しました。

ただし、今回の判決で有効とされたのは、あくまで民法上の有効性についてであって、相続税法上も必ず有効とするものではありません。相続税法上は、養子を法定相続人の数に含めることが相続税負担を不当に減少させる結果となると認められる場合は、税務署長が認めるところにより、その養子を法定相続人の数に含めないことができる規定があります。したがって、相続税の節税効果を目的とした養子縁組は、民法上は有効ですが、相続税法上も法定相続人に含めて計算できるか否かは、個々の事例に応じて判断されることになります。

今後の 税制をめぐる政府等の動き

平成29年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する等の法律案」が平成29年2月3日、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案」が平成29年2月7日に国会に提出されました。例年同様、3月末の法案成立を目指しています。主な改正事項は次のとおりです。

● 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

● 所得拡大促進税制の見直し

● 研究開発税制の見直し

● 中小企業者向け租税特別措置の適用除外

● 法人税の申告期限の見直し